

宝塚市公契約条例（案）

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 公契約の適正化（第6条—第8条）
- 第3章 公契約の適正な履行及び履行水準の確保（第9条—第15条）
- 第4章 労働者等の福祉の向上（第16条—第23条）
- 第5章 地域経済の活性化及び地域社会への貢献（第24条—第26条）
- 第6章 宝塚市公契約審議会（第27条）
- 第7章 雑則（第28条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、公契約に関する基本方針を定め、市及び受注者等の責務を明らかにするとともに、公契約に関する施策の基本的な事項を定めることにより、公契約の適正化、その適正な履行及び履行水準の確保、労働者等の福祉の向上並びに地域経済の活性化及び地域社会への貢献に関する取組を推進し、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公契約 次に掲げる行為をいう。

ア 市が締結する契約で、工事若しくは製造の請負、業務の委託又は物品の購入若しくは借入れに係るもの

イ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定管理者との間で締結する公の施設の管理に係る協定

(2) 市長等 市長、上下水道事業管理者及び病院事業管理者をいう。

(3) 受注者 市と公契約を締結した者をいう。

(4) 受注関係者 受注者その他市以外の者から公契約に係る業務の一部について請け負う者及び公契約に係る業務について労働者派遣（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労

働者派遣法」という。)第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。)を行う事業者をいう。

(5) 受注者等 受注者及び受注関係者をいう。

(6) 市内事業者 本市の区域内に本社若しくは本店又は主たる営業所を有する事業者をいう。

(7) 労働者等 次に掲げる者をいう。

ア 受注者又は受注関係者に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者を除く。)

イ 自らが提供する労働の対価を得るため、受注者又は受注関係者から公契約に係る業務を請け負う者

(8) 社会的取組 障害者^{がい}その他の就業を支援する必要がある者の雇用促進、環境への配慮、男女共同参画社会の推進、災害時の協力体制の確保その他の地域社会の発展に資する取組をいう。

(基本方針)

第3条 公契約に関する基本方針は、次のとおりとする。

(1) 公契約の公平性、透明性及び競争性を確保すること。

(2) 公契約の適正な履行及び履行水準を確保すること。

(3) 公契約に係る業務に従事する労働者等の適正な労働条件及び労働環境を確保すること。

(4) 公契約を通じて、市内事業者の活用、市内における雇用の創出及び社会的取組の推進を図ること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本方針にのっとり、公契約に関する施策を総合的に推進しなければならない。

(受注者等の責務)

第5条 受注者等は、公契約に関わる者としての社会的な責任を自覚するとともに、第3条の基本方針にのっとり公契約に関する施策に協力しなければならない。

第2章 公契約の適正化

(契約方法等)

第6条 市長等は、公契約の性質又は目的を踏まえた適正な契約方法を活用するため、必要な措置を講じなければならない。

2 市長等は、債務負担行為その他の予算措置又は業務の履行開始までに必要な期間を設定することにより、計画的な発注及び適正な契約期間の確保に努めなければならない。

(情報の公表)

第7条 市長等は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に定めるもののほか、公契約の手続が適切に行われていることを広く市民に知らせるため、公契約に関する情報の公表に努めなければならない。

(不正行為等の排除)

第8条 市長等は、公契約に関する法令を遵守するとともに、不正若しくは不誠実な行為の排除又は未然防止を図るために必要な措置を講じなければならない。

第3章 公契約の適正な履行及び履行水準の確保

(契約条件)

第9条 市長等は、適正な履行が通常見込まれない価格での公契約の締結を防止するとともに、納期その他の契約条件が適正な履行水準を確保するために適切なものとなるよう努めなければならない。

(適正な価格の算定)

第10条 市長等は、市場価格及び社会経済情勢を考慮し、適正な積算根拠に基づき価格を算出しなければならない。

2 受注者になろうとする者は、価格の算出に当たり、公契約の内容に適合した履行が確保できるよう、労務費その他の経費を適正に積算するよう努めなければならない。

(履行水準の確保)

第11条 市長等は、受注者等が適正な履行水準で公契約の内容を履行していることを確認するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 受注者等は、公契約の適正な履行水準を確保するとともに、市長等が求める確認その他必要な調査に協力しなければならない。

(人材の確保及び育成)

第12条 受注者等は、将来にわたって公契約の適正な履行及び履行水準の確保を図るた

め、労働者等の雇用等の安定に配慮するとともに、公契約に係る業務の担い手となる人材の育成に努めなければならない。

(受注関係者との契約)

第13条 受注者は、建設業法（昭和24年法律第100号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）その他の関係法令を遵守し、受注関係者と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を締結しなければならない。

(公契約の解除等)

第14条 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、公契約の解除、受注者等の指名停止その他の必要な措置を講じなければならない。

- (1) 第18条に規定する誓約事項に違反したとき。
- (2) 第21条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。
- (3) 第22条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の規定に違反したとき。

2 前項の規定により公契約を解除した場合において、受注者等に損害が生じても、市はその損害を賠償する責任を負わない。

(損害賠償)

第15条 受注者は、前条第1項の規定による公契約の解除によって市に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長等がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

第4章 労働者等の福祉の向上

(適正な労働条件及び労働環境の確保)

第16条 受注者等は、労働基準法その他の関係法令の遵守の徹底を図り、労働者等に適正な水準の報酬を支払うほか、労働者等の労働条件及び労働環境の改善に努めなければならない。

(労働報酬下限額の検討)

第17条 市は、次条に規定する特定公契約について労働報酬下限額（受注者等が労働者等に支払う報酬の下限とすべき額をいう。）を定めることができる。

(誓約)

第18条 受注者等は、自らが締結し、又は携わる公契約が規則で定める契約（以下「特

定公契約」という。)に該当するときは、市長等に対し、労働者等の適正な労働条件の確保に関し規則で定める事項(以下「誓約事項」という。)を誓約するとともに、これを遵守しなければならない。

(労働者等への周知)

第19条 受注者等は、次に掲げる事項を特定公契約に係る業務が実施される作業所等の見やすい場所に掲示し、若しくは備え付け、又は書面を交付することにより労働者等に周知しなければならない。

- (1) 当該特定公契約の名称
- (2) 受注者等の責務及び誓約事項
- (3) この条例の適用を受ける労働者等の範囲
- (4) 労働報酬下限額
- (5) 次条第1項の規定による申出をする場合の申出先
- (6) 次条第1項の規定による申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないとされていること。

(労働者等の申出)

第20条 特定公契約に従事する労働者等は、受注者等がこの条例の規定に違反している疑いがあると思料するときは、市長等にその旨を申し出ることができる。

2 市長等は、前項の規定による申出(以下「違反申出」という。)の内容が、規則で定める関係法令に違反するものであるときは、必要に応じて関係機関へ通報しなければならない。

(立入調査等)

第21条 市長等は、労働者等から違反申出があったとき、又はこの条例に定める事項の遵守状況を確認するため必要があると認めるときは、受注者等に対して報告を求め、又は市の職員に受注者等の事業所等へ立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定による調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(是正措置等)

第22条 市長等は、前条の規定による報告の聴取又は調査の結果、受注者等がこの条例の規定に違反していると認めるときは、受注者に対して速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

2 受注者は、前項の規定により違反を是正するために必要な措置を講ずることを求められた場合には、速やかに是正の措置を講じなければならない。この場合において、市長等は、受注者に対して、市長等が定める期日までに当該是正の措置に関して報告するよう求めることができる。

(不利益取扱いの禁止)

第23条 受注者等は、労働者等から違反申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該労働者等が違反申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

第5章 地域経済の活性化及び地域社会への貢献

(市内事業者への優先的な発注)

第24条 市長等は、法令上の制限がある場合、専門的な能力を有する者に発注する必要がある場合その他の特別の事情がある場合を除き、市内事業者へ優先的に発注するよう努めなければならない。

2 市長等は、予算の適正かつ効率的な執行に留意しつつ、市内事業者の受注機会の確保に配慮し、適切かつ合理的な規模による発注に努めなければならない。

3 受注者等は、公契約に係る業務の一部を請け負わせる者を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の活性化に配慮し、市内事業者を積極的に活用するよう努めなければならない。

(市内雇用の創出)

第25条 受注者等は、公契約に係る業務の履行に当たっては、市内における雇用の創出に努めなければならない。

(社会的取組の推進)

第26条 市長等は、公契約の性質又は目的に応じ、入札の参加条件に必要な資格を定めること、又は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札その他の契約手続を行うことにより受注者を決定する等、社会的取組を推進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第6章 宝塚市公契約審議会

(公契約審議会)

第27条 公契約における労働条件の確保等に関し必要があると認める事項について調査審議するため、市長の附属機関として宝塚市公契約審議会（以下「審議会」という。）

を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申するものとする。

- (1) 労働報酬下限額の決定に関する事項
- (2) 特定公契約とする案件の範囲に関する事項
- (3) 特定公契約の実施及び運用の状況の評価に関する事項
- (4) この条例の目的の達成状況の検討に関する事項
- (5) この条例の見直しに関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

3 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

4 審議会の委員は、知識経験者3人以内並びに事業主及び労働者等を代表する者それぞれ1人とし、市長が委嘱する。

5 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 雑則

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 第17条から第23条までの規定は、施行日以後に公告し、又は通知する契約及び同日以後に公募する指定管理者との間で締結する公の施設の管理に係る協定について適用する。

(検討)

3 市長は、施行日以後5年以内に、この条例の運用状況、実施効果等を勘案し、第1条に規定する目的の達成状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(執行機関の附属機関設置に関する条例の一部改正)

4 執行機関の附属機関設置に関する条例（昭和41年条例第1号）の一部を次のように

改正する。

第1条の表市長の部宝塚市公契約条例検討委員会の項を削る。